

徳島県告示第五百六十号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 一、（シクロブチルメチル）・N、（二、フェニルプロパン・二、イル）  
・H、インダゾール・三、カルボキサミド（通称 CUMYL・CBMI  
NACA）及びその塩類
- 2 化学名 「（二S、四S）・二、四、ジメチルアゼチジン・一、イル」「（八R）  
・六、メチル・九、十、ジデヒドロエルゴリン・八、イル」メタノン（通称  
LSZ、LA・SS・AZ）及びその塩類
- 3 化学名 一、（四・フルオロ・三・メチルフェニル）・二、（ピロリジン・一、イ  
ル）（ペンタン・一、オン）（通称 四・fluoro・三・methyl・  
・PVP、MFPVP）及びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため

三 効力が失われた日

令和四年九月九日